

自動振込サービス規定

第1条（振込指定項目の届出）

自動振込サービス（以下「本サービス」といいます。）は、予め当金庫所定の依頼書にご依頼人の指定する本サービスの利用口座（以下「指定預金口座」といいます。）、お受取人の振込指定口座、振込指定日、振込期間、振込金額等必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

第2条（契約の成立）

当金庫が本依頼書の提出を受け、これを承諾したときに、本サービスの契約が成立するものとします。当金庫は、振込指定日に、指定預金口座から振込金額（手数料を含みます。）を引落したうえ、当金庫所定の方法で振込の手続きをします。

第3条（手数料）

本サービスの取扱いに当たっては、振込1回につき当金庫の「手数料一覧」に定める振込手数料をいただきます。なお、手数料の改定内容は、当金庫のウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより周知し、個別の通知はいたしません。

第4条（振込指定日）

振込指定日が休日の場合は、指定された方法により取扱います。なお、指定振込月に該当する振込指定日がない場合は、その月の末日を振込指定日とします。

第5条（振込金額）

振込金額は、指定された振込金額により取扱います。

第6条（指定預金口座からの引落し）

- (1) 指定預金口座からの振込資金の引落しは、当座勘定規定、普通預金規定および総合口座取引規定に拘わらず、小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。なお、手数料についても同様の方法により取扱います。
- (2) 指定預金口座の残高が、振込指定日において振込金額および振込手数料の合計額に満たない場合は、ご依頼人に通知することなく、その月の振込は取り止めることとします。
また、振込指定日において、本サービスによって支払うべきものと、本サービス以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。

第7条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ①災害・事変等のやむを得ない事由があったとき。
- ②当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも拘わらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

③当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

第8条（取引内容の照会等）

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、速やかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条（振込の取消）

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理します。

第10条（振込の取り止め、変更など）

- (1) 振込期間中に振込を取り止める（一時停止を含みます。）場合、または振込内容に変更が生じた場合には、振込指定日の前営業日までに当金庫所定の手続きをしてください。この手続き前に、手続きを行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 振込の組戻し等の取扱いについては、この規定の定めによるほか、当金庫の「振込規定」により取扱います。

第11条（解約）

- (1) この契約は、振込期間の満了をもって自動的に終了します。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約も自動的に解約されたものとして取扱います。
- (3) この契約は、利用者が当金庫に届出をすることにより、いつでも解約することができます。なお、解約の効力は、届出をした後、当金庫の解約手続きが完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) この契約は、当金庫が必要と認めた場合、解約の通知を省略していつでも解約できるものとします。

第12条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

北おおさか信用金庫
(2026年10月1日制定)